

横浜市中心職業訓練校条例の一部改正 の概要について

1 改正の経緯

平成 23 年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「一括法」とします。)が施行されました。

これにより、今まで「職業能力開発促進法」において定められていた公共職業訓練の基準などについて、「厚生労働省令で定める基準を参酌して」自治体の条例で定めることとされました。そのため、経過措置が満了する平成 25 年 3 月末までに条例を改正し、施行する必要があります。

2 条例改正の内容

(1) 訓練基準の設定

市独自の基準設定は行わず、国の基準に沿って訓練基準を設定し、条文の追加、語句の修正を行います。

(2) その他の改正

現在実施している訓練の現状に合わせ、条文の削除、修正を行います。

◎今回の条例改正により 現在実施している訓練の内容、対象者、費用負担等に変更が生じることはありません。

3 改正点

(1) 訓練基準の設定

職業能力開発促進法の改正により、条例で定める必要がある基準は大きく 4 点

① 訓練費用 ② 指導員の設置基準 ③ 委託訓練の基準 ④ 訓練の実施基準

	設定すべき基準	現行条例	改正内容
①	訓練費用	「 <u>訓練校が行う訓練は無料</u> 」と規定	引き続き、 <u>無料</u> 。語句の修正のみ。(第5条修正)
②	指導員の設置基準		<u>訓練校が実施している短期課程の訓練</u> については、従来から指導員の設置基準はなく <u>条例で基準を定める必要なし</u> 。
③	委託訓練の基準	職業能力開発促進法で基準が定められていたため、 <u>現行条例には規定なし</u>	<u>外部に委託して行う訓練を、公共職業訓練とみなすことができるよう、条文を追加</u> (第3条新設)
④	訓練の実施基準		国の基準に沿って、 <u>訓練の期間、時間、設備などの基準を定めるため、条文を追加</u> (第4条新設)

(2) その他の改正

ア 実施していない訓練の文言削除 (第 2 条修正)

現在実施していない普通課程 (1 年以上の長期訓練) について、条例から文言を削除します。

イ 職業訓練の申込資格等の表記の修正 (第 8 条修正)

現在、母子家庭の母や生活保護受給者、市長が認めた者などと列記している申込資格について、現状にあわせて「求職者」に修正します。